



# 平成30年度の 社会福祉政策への提言

## ～社会福祉政策委員会の取り組み～

県社協は、兵庫県における地域福祉の推進を図ることを目的として、各種事業の企画・実施や住民参加のための援助、調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成などを行っている。

構成団体(会員)は、福祉当事者組織、福祉事業者、市民活動者などで、幅広い層の参加を得て協働しながら事業を推進しており、福祉現場の意見を取りまとめ、民間の立場から政策提言を行うことは県社協の重要な機能の一つである。

具体的には、社会福祉政策委員会を設置し、それぞれの立場から出された社会福祉政策への意見を検討・集約し、県等に対して政策提言活動を行っている。

本特集では、社会福祉政策委員会の取り組みと平成30年度の世界福祉政策への提言の概要について報告する。



### 地域福祉を推進するための政策提言

地域における福祉ニーズが高度・多様化する中、実効性のある自治体の施策展開と予算の充実を目的とした政策提言活動は、ますます重要となっている。

県社協では、毎年、市町村協施設種別協議会・当事者団体などの関係団体に対して、福祉現場の課題や制度改善に関するアンケート等を行い、意見を取りまとめ、次年度の県予算の編成時期に合わせて提言している。

特に、市町重視の施策が展開される中、市町への取り組み支援と現場の実情を踏まえた国への働きかけの強化についても強く訴えている。

### 平成30年度 兵庫県の社会福祉政策への提言に当たって

現在福祉分野では、「地域共生社会」の実現に向けた議論が活発

になっている。国では、一億総活躍プランが掲げる「地域共生社会」の理念の実現を図るため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、支援を要する人たちの多様で複合的な地域生活課題の解決に向けて、住民参加による包括的な支援体制の構築に向けた検討が進められている。

この「我が事・丸ごと」の考え方も、介護分野にとどまらず、障害者・児童・生活困窮など、福祉の幅広い分野で制度の見直しが行われ、関係機関や団体、住民等による連携の仕組みづくりが重要となっている。とりわけ、福祉人材の確保は喫緊の課題であり、福祉サービスを安定的・継続的に提供していくためには、職員の資質向上と処遇改善のほか、多様な人材の参入を促進するための対策をさらに積極的に推進していかなければならない。

また、全国各地で多発している豪雨災害などに備えるためには、平時からの福祉避難所の指定・訓練などが重要で、南海トラフ地震などの大規模災害を想定すると、広域での福祉支援ネットワークの構築や災害

ボランティアセンターの機能強化が不可欠である。

県では、「兵庫県地域創生戦略」の下、人口減少の克服や地域の元気づくりに向けた取り組みが進められており、活力をもって自立する地域社会を構築していく上では、その基盤となる地域福祉の推進体制の充実・強化が不可欠だ。

### 新たに「社会福祉情勢セミナー」を開催

改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、地域社会の一員として、地域の生活・福祉課題への積極的なアプローチと課題解決に向けた具体的な対応を強めていく必要がある。

県社協では、新規事業として、「社会福祉情勢セミナー」を7月25日に開催し、政策委員や県社協役員等59名の参加があった。

講師には、全国社会福祉協議会の渋谷篤男常務理事を招き、「社会福祉の政策動向とこれからの政策



社協や社会福祉法人のこれからの役割について熱心に耳を傾ける参加者

提案」をテーマに、社会福祉法人制度改革の意義や「我が事・丸ごと」地域共生社会」の方向性について役員等で共有した。

社会福祉に関する提言活動は、既存の福祉施策・事業を理解し、今後の社会福祉に関する情勢や施策動向を学ぶことが重要であり、引き続き、セミナー等の学習の場を設定していく予定である。

### 平成30年度 兵庫県の社会福祉政策への提言

本年度の提言書の取りまとめでは、①「これだけは何とかしてほしい」という重点項目を設定する、②バックデータに基づいた提言内容の充実など、実現可能性を高めるように工夫する、の2点に意を用いた。

その結果、21団体70項目(昨年度は、19団体118項目/約4割減)で、提言内容の焦点化・重点化に取り組んだ。

### 平成30年度 兵庫県の社会福祉政策への提言<重点提言>抜粋

- 1 福祉人材確保
  - (1) 福祉人材確保のための全県的な対策協議と広報・啓発
  - (2) 福祉人材の確保に向けた新たな方策検討と介護労働の負担軽減
- 2 災害時の福祉避難所
  - (1) すべての社会福祉施設が福祉避難所となれるような施策推進
  - (2) 各市町での福祉避難所に関する協定締結と合同訓練・広報
- 3 「地域共生社会」の実現に向けた施策
  - (1) 地域活動の担い手、地域ボランティアの育成・支援策の充実
  - (2) 住民に身近な圏域での協議体づくりの促進
- 4 生活課題の解決に向けた相談支援
  - (1) 「権利擁護支援センター」の県全域での設置
  - (2) 生活困窮者支援に向けた相談支援体制の強化
- 5 社会福祉法人の地域公益活動
  - (1) 市町域の「地域における公益的な取組」の実態把握と推進基盤づくりの強化
  - (2) 「地域における公益的な取組」の推進のための仕組みづくり



8月10日、県知事へ提言。8月中旬以降、県議会等へも精力的に提言活動を実施

